

令和7年度事業報告

令和7年中に鹿児島県内で発生した交通事故は

- 発生件数 2,431件 (前年比 -440件 -15.3%)
- 死者数 44人 (前年比 -9人 -17.0%)
- 負傷者数 2,675人 (前年比 -505人 -15.9%)

で、前年と比べ発生件数、死者数、負傷者数は減少した。

令和7年度は、公益財団法人としての社会的使命を十分に果たすため、地域における交通安全思想の普及の向上と交通事故防止を目的に、自主的な交通安全活動を推進する中核として、関係機関・団体等と緊密に連携を図り、各種の交通安全活動を推進した。

1 交通安全対策企画推進事業

交通安全に関する意識の向上を呼び掛けるとともに、交通ルール・マナーを遵守する気運の醸成を図ることを基本方針とした諸対策を実施した。

(1) 交通安全対策事業

ア 交通安全運動の推進と街頭キャンペーン等の実施

各季の交通事故防止運動等の期間中、主要交差点や通学路等において、交通状況や児童の登下校状況等を踏まえ、街頭指導を実施したほか、メディアを通じて交通事故防止に有効な情報提供、夜光反射材の着用、全席シートベルト着用・チャイルドシートの正しい使用、飲酒運転の根絶等を呼び掛けるなどの広報啓発活動を推進した。

- 春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日
- 夏の交通事故防止運動 7月11日～7月20日
- 秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日
- 年末年始の交通事故防止運動 12月10日～1月10日
- 交通死亡事故0(ゼロ)をめざす日 4月10日、9月30日
- ライト点灯の日 10月10日
- 高齢者交通安全の日 毎月15日
- 交通安全の日 毎月20日

イ 交通安全競技大会の開催

(ア) 交通安全こども自転車鹿児島県大会(6月28日)

(イ) 交通安全こども自転車全国大会(8月6日、県代表として南さつま市立金峰学園が出場)

ウ 運転者や運転教育指導員に対する交通安全活動の実施

- ・ 企業等に対する交通安全講話，実技講習等

28回 1,054人

- ・ 自転車向け保険（TSマーク）の普及状況 3,610枚

エ 交通安全教室の開催

(ア) 交通安全教育班等による交通安全教室の実施

合計361回 24,935人

内訳～保育園・幼稚園 84回 5,939人

- ・ 小学校 133回 14,355人

- ・ 特別支援学校 34回 1,960人

- ・ 高齢者 103回 1,926人

- ・ その他（保護者の参加） 11人

- ・ イベント（JA共済連主催の「青空スクール」等）

7回 744人

(イ) 各地区協会による実技講習や参加体験型の交通安全教室の実施

合計193回 14,601人

内訳～自転車の実技講習 156回 13,515人

- ・ バイク通学高校生に対する実技講習

11回 471人

- ・ 高齢者等に対する夜光反射材の効果実験等のナイトスクール

21回 526人

- ・ 高齢運転者に対する四輪実技講習

2回 35人

- ・ 電動カー実技講習 3回 54人

オ 交通安全用品等の配布・機材の貸出し（協会本部での配布及び貸出し）

(ア) 交通安全用品等の配布

薄暮時や夜間における歩行者事故の防止対策として，高齢者や児童等を対象とした交通安全教室等において，各種夜光反射材を配布し，恒常的な夜光反射材の着用及び普及促進を図った。

- ・ 夜光反射材配布数 17,863個

(イ) 交通安全機材，交通安全DVD等の貸出し（協会本部での貸出し）

- ・ 交通安全教室用信号機の貸出し 5か所

- ・ 飲酒ゴーグル 5か所

- ・ 自転車シミュレータの貸出し 1 か所
- ・ 交通安全DVD等の貸出し 8 2 本

カ 地域交通安全活動推進委員の育成等

- (ア) 交通安全活動推進委員全国研修会（6月20日）
- (イ) 地域交通安全活動推進委員の研修会及び総会（7月4日）

(2) 交通安全啓発・広報事業

ア 交通安全集会等

- (ア) 交通安全関係機関等との共催による「くらし安全・安心県民大会」,
「ふるさと交通安全フェア」（10月12日）
- (イ) 交通安全街頭パトロール出発式
春及び秋の全国交通安全運動
- (ウ) 各地区協会における活動
地区協会主催又は地元自治体等との共催による交通安全啓発活動を実施した。

イ 各種媒体を活用した交通安全広報の推進

- (ア) 新聞等への広告掲載等
 - ・ 春の全国交通安全運動に伴い広報を実施した。
(南日本新聞4/7掲載・FMかごしま4/6～4/15スポット放送)
 - ・ 秋の全国交通安全運動に伴い広報を実施した。
(南日本新聞9/21掲載, 同新聞の名刺広告にホームページアドレス及びQRコードを掲載)
 - ・ 年末年始の交通事故防止運動に伴い, 飲酒運転撲滅の広報を実施した。
(南日本新聞11/28掲載)
- (イ) 路面電車による広報
 - ・ 鹿児島市電「交通安全号」による各季交通安全運動等のスローガンを掲載し, 広報を実施した。
(1年間継続掲載)
- (ウ) 路線バスを活用した広報
 - ・ 南国交通の路線バス2台を活用した飲酒運転根絶の広報を実施した。
(1年間継続掲載)
- (エ) MBCラジオを活用した広報
 - ・ 高齢者等の交通事故防止を図るため高齢歩行者向け及び一般ドライ

バー向けの広報を隔日交互に実施した。

(8月及び10月, 月曜日～金曜日)

(オ) FM鹿児島ラジオを活用した広報

- ・ 全席シートベルト着用 of 広報を実施した。

(7/18～8/18までの30日間の通勤時間帯)

- ・ 安全指導課員の番組出演による春の全国交通安全運動の広報を実施した。

(4/7)

- ・ 講習課員の番組出演による夏の交通事故防止運動の広報を実施した。

(7/14)

(カ) 各地区協会における活動

- ・ 広報車による交通安全の呼び掛け, 広報紙, チラシの配布活動を実施した。

- ・ 鹿児島市内3地区協会が市営バス2台, 同市内2地区協会(鹿児島中央地区協会・鹿児島西地区協会)が南国バス1台のラッピングバスによる広報を実施した。

(1年間継続掲載)

ウ 交通安全啓発行事の開催等

(ア) シートベルト全席着用モデル事業所等による啓発活動の実施

県内の指定を受けた「シートベルト全席着用モデル事業所」10事業所及び夜光反射材着用推進モデル地区において啓発活動を実施した。

(イ) セーフティ・ライディングスクールの開催 3回 73人
(天候不良に伴い, 年度中1回中止)

(ウ) 高齢者を対象とした交通安全さつま狂句募集

- ・ 応募数 44人 85句
- ・ 最優秀賞1点 優秀3点 佳作5点を表彰した。

(エ) 各地区協会による交通安全グランドゴルフ大会の開催

9回 1,181人

(オ) 「2025 セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」を自動車安全運転センター等と共催して実施

- ・ 参加者 4,371チーム 19,572人

エ 交通安全啓発行事への参画

令和7年使用の「交通安全年間スローガン及びポスターデザイン」「交通安全ファミリー作文コンクール」の応募を当協会ホームページ等で募集した。

(3) 交通安全活動支援事業

ア 交通安全行事に対する支援

関係機関・団体が開催する交通安全教育や交通安全イベント等に啓発資機材等を貸出し、その活動を支援した。

イ 交通安全団体等への支援

当法人と緊密に連携している交通安全県民運動推進協議会、県交通安全母の会連合会等からの支援要請に基づき、各機関・団体が実施する交通安全活動費の一部を支援した。

(4) 優良運転者等の表彰

県協会本部及び各地区協会で次の表彰を行った。

ア 県協会本部による表彰

(ア) 全日本交通安全協会の表彰

a 全日本交通安全協会表彰(金章・銀章)

- | | | |
|---------|-----|------------|
| ・ 緑十字金章 | 2人 | |
| ・ 緑十字銀章 | 7人 | |
| ・ 優良協会 | 1地区 | (薩摩川内地区協会) |

b 全日本交通安全協会表彰(銅章)

- | | | |
|---------|-----|--|
| ・ 緑十字銅章 | 45人 | |
|---------|-----|--|

(イ) 九州交通安全協会の表彰

- | | | |
|-----------|-----|----------|
| ・ 交通安全功労者 | 7人 | |
| ・ 優良運転者 | 17人 | |
| ・ 優良協会職員 | 1人 | (中央地区協会) |

(ウ) 県交通安全協会の表彰

- | | | |
|-----------|------|--|
| ・ 交通安全功労者 | 37人 | |
| ・ 優良運転者 | 318人 | |
| ・ 優良団体 | 3団体 | |
| ・ 優良協会 | 5協会 | |

イ 県交通安全協会各地区協会の表彰

- | | | |
|-----------|-----|--|
| ・ 交通安全功労者 | 31人 | |
|-----------|-----|--|

- ・ 優良運転者 4 3 1 人
- ・ 交通安全功労団体 6 団体

(5) 交通事故・交通安全相談事業

交通安全活動推進センターに対する、交通事故関係者からの相談受理はなかった。

2 交通安全活動助成事業

地域の安全な交通環境の維持と向上を図るため、地域の住民が自ら考え、自ら行動する自主的な交通安全活動を行う団体に対して、その活動に必要な経費の一部を助成する事業を実施した。

3 道路使用許可に係る現地調査事業

鹿児島県から道路交通法第 1 0 8 条の 3 1 第 2 項第 7 号の規定による道路使用許可に関する現地調査(事前現地調査、中間現地調査、事後現地調査)の委託を受け、2 7, 0 6 8 件を実施した。

4 運転免許事務事業

運転免許行政の円滑な運用及び免許証更新者等の申請手続の支援を図ることにより、運転免許行政の目的である交通の安全と円滑の確保に寄与することを目的に

- | | |
|--|----------------|
| (1) 運転免許証の申請・返納等の受理 | 2 4 8, 1 8 6 件 |
| (2) 運転免許証の交付・記載事項等の処理 | 2 9 7, 0 4 6 件 |
| (3) 運転免許証更新申請の受理 | 2 3 5, 7 9 9 件 |
| (4) 適性検査(結果の判定を除く。)の実施 | 1 0 1, 9 9 2 件 |
| (5) 運転免許試験の申請受理及び学科試験の実施に関する事務(合否判定を除く。) | 2 2, 0 7 2 件 |
| (6) 運転免許証及び仮運転免許証の作成・交付 | 1 9, 4 8 8 件 |
| (7) 高齢者講習の通知 | 8 3, 2 1 8 件 |

等の事業を実施した。

5 運転免許保有者に対する講習事業

(1) 更新時講習

鹿児島県から道路交通法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 1 号の規定により、運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習業務の委託を受け、1 6 8, 4 6 7 人の運転免許更新者等に対し、優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習を実施した。

(2) 違反者・停止処分者講習

鹿児島県から道路交通法第108条の2第1項第3号及び同条同項第13号の規定により、運転免許証の効力の停止、保留又は6か月を超えない範囲内で自動車の運転の禁止を受けた者に対する講習及び軽微な違反行為をした者に対する講習業務の委託を受け、814人の運転免許停止者に対し、停止期間の短縮講習を実施したほか、246人の違反者講習受講対象者に対し、社会参加活動と実車による講習を実施した。

6 原付免許を受けようとする者に対する講習事業

鹿児島県から道路交通法第108条の2第1項第6号の規定に基づく原付免許取得希望者に対し、原付の関与する交通事故の防止を図り、交通の安全と円滑の確保に寄与することを目的に、原動機付自転車の運転に関する講習業務の委託を受け、2,764人に対し、運転操作の基本及び応用走行の実技指導や安全運転知識の講習を実施した。

7 公益目的事業に資する事業

鹿児島県内における交通秩序の確立と交通安全の確保に寄与する公益目的事業活動の推進に資するために次の事業を行った。

(1) 自動車保管場所調査受託事業

鹿児島県から自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項の規定に基づく、警察署長が行う自動車の保管場所の証明に係る現地調査業務の委託を受け、81,941件を受理し、調査を実施した。

データ入力数 93,048件

(2) 運転免許試験場コース開放事務業務受託事業

鹿児島県から委託を受け、土・日に鹿児島県運転免許試験場のコースを開放して、自動車運転の練習を希望する者1,153人に対し、試験場コースの使用手続を実施した。

(3) 自動車運転練習用車両貸出事業

鹿児島県から委託を受け、土・日に鹿児島県運転免許試験場のコースを開放して自動車運転の練習を希望する者に対し、練習用車両として延べ892台を貸出した。

(4) 類似活動法人からの受託事業

ア 安全運転管理協議会事務

当法人と類似の活動を行う安全運転管理協議会に係る事務を行った。

イ 自動車安全運転センター事務

当法人と類似の活動を行う自動車安全運転センターに係る事務の中の

運転経歴証明書取得勸奨事務を行った。

- ・ 運転経歴証明書取得勸奨事務取扱件数

9, 0 0 4 件（県本部 8, 8 9 2 件，地区 1 1 2 件）

ウ 安全活動団体（交通安全会議連合会等）事務

各種交通安全活動に取り組むために結成した交通安全活動団体（交通安全会議連合会等）に係る事務を行った。

(5) 運転免許更新手続時の添付可能な写真及び交通安全グッズの販売等に係る事業

ア 運転免許更新手続申請者が必要とする写真の撮影と販売を行った。

イ 交通関係法令等により義務付けあるいは装着することが交通事故防止に有効として奨励されている交通安全グッズ類の販売を行った。

(6) 鹿児島県収入証紙販売事業

当法人が、公益目的事業として実施する受託事業以外の用途に充てられる鹿児島県収入証紙の販売を行った。

令和 7 年度事業報告の附属明細書

令和 7 年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 3 4 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和 8 年 6 月

公益財団法人 鹿児島県交通安全協会